令和５年「自転車マナーアップ強化月間」

１１月１日（水曜日）から３０日（木曜日）までの１ヶ月間、自転車マナーアップ強化月間が実施されます。

月間の重点は、次のとおりです。

自転車の交通ルール遵守の徹底

自転車のヘルメット着用の推進

放置自転車の追放

スローガンは、次のとおりです。

自転車も　車社会の　責任者

自転車に　乗るなら必ず　ヘルメット

ちょっとだけ　みんなが困る　その放置

広報事項は、次のとおりです。

自転車の交通ルール遵守の徹底

自転車は「くるま」の仲間です。

原則、車道の左側端を走行しましょう。

歩道を通行する場合は、歩行者優先で車道寄りを徐行しましょう。

一時停止の標識がある交差点では、一時停止し、左右をよく確認しましょう。

信号は必ず守りましょう。

交差点を横断する時は、青信号でも周囲を確認しましょう。

歩道を通行することができる場合

○「歩道通行可」を示す標識等があるとき

○13歳未満のこどもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき

○道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行できないとき

自転車のヘルメット着用の推進

大人もこどもも命を守るヘルメットを着用しましょう。

平成３０年から令和４年の交通事故で、自転車乗用中に亡くなられた方の６割以上が頭部負傷。そのほぼ全員がヘルメット非着用。

自転車の交通事故（平成３０年から令和４年）

全死者数682人、自転車147人。

自転車の死者数の約64％（94人）が頭部負傷。

頭部負傷の全員がヘルメット非着用。

改正道路交通法の施行により、令和５年４月１日から全ての年齢層で自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。

放置自転車の追放

放置自転車は、歩行者や自転車の妨げになります。

自転車を駐輪する場合は、駐輪場など決められた場所に駐輪しましょう。

ながら運転の禁止。

携帯電話機等を操作しながら、大音量で音楽等を聴きながら、傘をさしながら等の「ながら運転」は大変危険なのでやめましょう。

ストップながらスマホ。

大阪府自転車条例により、自転車保険の加入が義務化されています。

障がい者が安心して通行できる交通環境をみんなでつくりましょう。

大阪府交通対策協議会ホームページアドレス

https://www.pref.osaka.lg.jp/dorokankyo/anzen/